



暮らしの法律Q&A

山村 行弘 Yamamura Yukihiro

弁護士。第一東京弁護士会所属。東京・千代田区にある萩谷法律事務所にて、一般民事・刑事事件、知的財産、法律相談などを手がける。
協力：萩谷雅和（萩谷法律事務所）

Q

預かったペットが病気になるってしまったら？

相談者の気持ち

知人が旅行に出かけたので、1週間ペットを預かったところ、ペットの具合が悪くなってしまいました。預かったほうはどのような責任を負うのでしょうか。

A

犬や猫などのペットの法的性質は「物」ということになり、これを他人に預ける契約は、寄託契約（民法657条）に該当します。ただ、寄託契約は、通常、物の保管のために預けたり預かったりする場合が多いのですが、ペットを預けるということになると、ただ単に物を保管するのではなく、食事やトイレの世話をするなどサービスの提供も含まれることになるでしょう。ですので、ペットを預かることは、寄託契約を基本にさまざまなサービスを付加した契約ということになるでしょう。

では、寄託契約を前提に、ペットを預かった人はどのような責任を負うのでしょうか。ペットを有料で預かった場合と、無料で預かった場合とで、尽くすべき注意義務に差が設けられています。ペットホテルをはじめペットショップの有料ペット預かりサービス等が有料預かりの典型で、友人や親戚が無料で預かる場合等が無料預かりの典型です。

なお、友人や親戚が預かる場合でも、礼金が支払われるような場合は、そのお礼の意味や金額などによって、どちらの契約かを定めること

になります。

有料預かりの場合、預かった人は、保管やその他のサービス全般にわたり、高度の注意義務（善管注意義務）を負います。つまり、それぞれの知識や経験に基づいて相応の注意をすることが要求され、もしそのような注意をしなかったためにペットが病気やけがをするようなことになれば、それらに対し責任を負うこととなります。

これに対し、無料預かりの場合は、預かった人の責任は有料の場合よりも軽減され、「自己の財産に対するのと同じ注意」をもって保管すれば足り（同法659条）。つまり、日常生活をするうえで誰もがなすべき程度の注意さえしなかったために発生する損害についてのみ責任を負います。

これらの注意義務に違反し、ペットが病気になってしまった場合、ペットを預かった人は、程度の差はあれ病気の治療費やその他の実費について賠償責任を負うこととなります。また、ペットが病気になったことで買主が精神的にショックを受けた場合は、慰謝料を賠償しなければならない場合もあるでしょう。